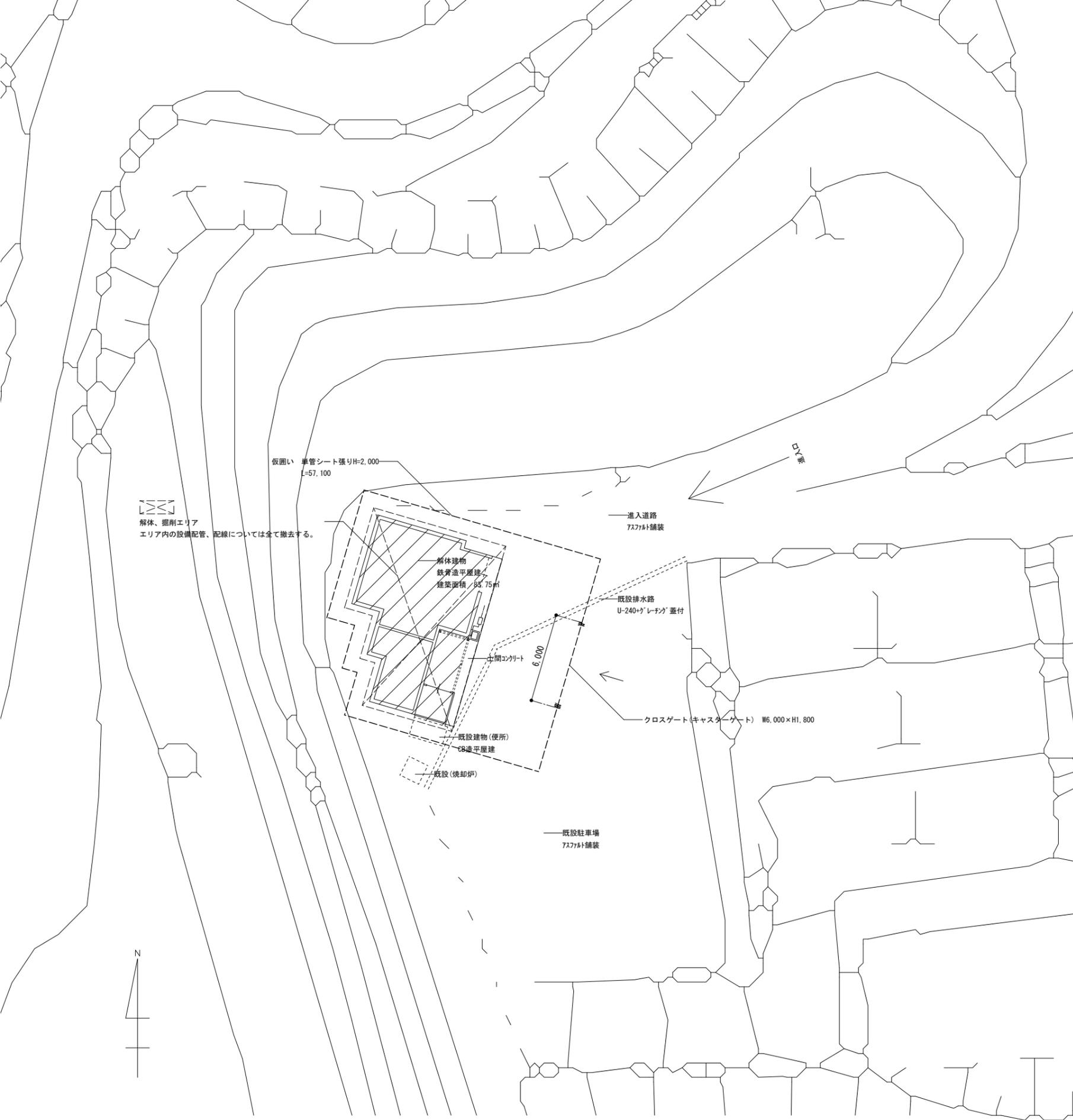


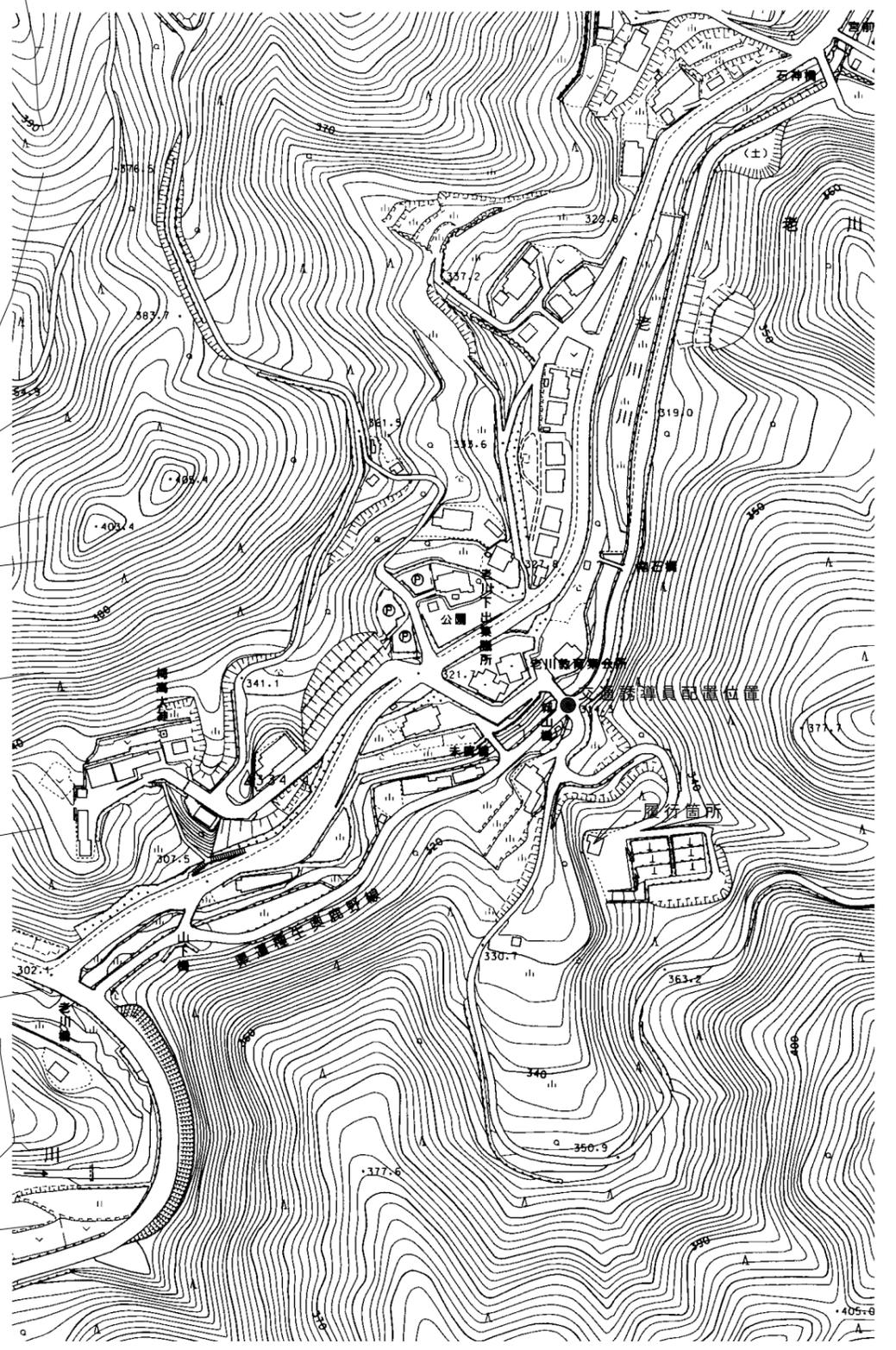
特記仕様書		特記仕様書		特記仕様書		特記仕様書									
I 工事概要	1 工事名称	老川地区火葬場解体工事		7 完成写真	※ 作成する 建築物写真撮影要領により、完成時に添付する完成写真を併せて、別添のもの（ネガ又は電子媒体）とともに監督職員に提出する。 なお、原簿を電子媒体とする場合は、印等で提出すること。		4 再資源化等								
	2 工事場所	三重県伊賀市老川地区			8 火災保険等	<table border="1"> <tr> <th>分類</th> <th>サイズ</th> <th>撮影箇所数</th> <th>部数</th> <th>提出様式</th> </tr> <tr> <td>※カラー ・白黒</td> <td>※L ・2L ・六切り</td> <td>※写真 撮影要領の 完成写真程度 箇所枚</td> <td>※1部 ・部</td> <td>※工事用アルバムA4版 ポケット式程度 ・フリーアルバム (台紙寸法323×270程度) ○A4版用紙に1ページあたり3枚</td> </tr> </table>		分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式	※カラー ・白黒	※L ・2L ・六切り	※写真 撮影要領の 完成写真程度 箇所枚
分類	サイズ	撮影箇所数	部数	提出様式											
※カラー ・白黒	※L ・2L ・六切り	※写真 撮影要領の 完成写真程度 箇所枚	※1部 ・部	※工事用アルバムA4版 ポケット式程度 ・フリーアルバム (台紙寸法323×270程度) ○A4版用紙に1ページあたり3枚											
3 用途地域等	都市計画区域(内・外)用途地域() 防火地域等(防火・準防火指定なし)22条) その他の地域(地区)			2 仮囲い	○ 設ける(位置、延長等は図示) ・ 万能鋼板(H=) ○ 単管シート(H=2000) ・ 防音パネル(H=) ・ パネルゲート(W= H=) × 箇所 ○ クロスゲート(W=6000 H=1800) × 1 箇所		2 産業廃棄物 広域認定制度の活用								
4 主要用途	火葬場				2 騒音、防塵等の対策	※ 設ける(適用範囲、高さ等は図示) ・ 防音パネル ・ 防音シート									
5 敷地面積	106.00 m ²			3 交通誘導員		○ 配置する(30日 × 1人 = 30人日) 配置しない		3 最終処分							
6 工事の概要	老川地区火葬場解体工事 既存施設の解体 ・ 火葬場解体 83.75m ² (アスベスト除去レベル3及び建物解体) ・ 外構工事(コンクリート舗装新設、ガードパイプ新設、既設便所に庇新設、立水栓新設)				4 監督職員事務所	・ 設ける ・ 既存建物内の一部を使用する。 ・ 構内に新設する(規模 20m ² 程度) ・ 備え付ける備品(事務机、椅子、長机等)									
7 別途工事				5 工事表示板		※ 設けない		4 処分に注意を要する 建設廃棄物							
8 その他					6 工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できる(※有償・無償) ○ 利用できない									
9 特記仕様書の範囲	特記仕様書は、本特記仕様書のほか以下の○印もで構成する。 ・ 外構工事特記仕様書 ・ 補綴工事特記仕様書 ・ 電気設備工事特記仕様書 ・ 機械設備工事特記仕様書			7 工事用電力		構内既存の施設 ※ 利用できる(※有償・無償) ○ 利用できない		5 施工調査							
II 建築工事仕様	1. 共通仕様 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物解体工事共通仕様書(平成24年版)」(以下、「解体共通仕様書」という。)による。 ただし、「解体共通仕様書」に記載されていない事項は、「公共建築工事標準仕様書(平成25年版)」(以下「標準仕様書」という。)及び「公共建築改修工事標準仕様書(平成25年版)」(以下「改修標準仕様書」という。)による。 なお、施工条件明示書は特記仕様書に含める。 2. 特記仕様 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。○印のつかない場合は※印のついたものを適用する。○印と※印のついた場合は、共に適用する。 3) 特記事項に記載の[]、()、()及び<>内の表示番号は、それぞれ「解体共通仕様書」、「標準仕様書」及び「改修標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。				8 工事用通路	※ 指定しない 指定する(図示)			5 特別管理産業廃棄物の処分等						
1 一般事項	○ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合には、監督職員に報告の上、指示に従うこと。 ○ 請負業者は、監督職員と随時打合せを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗をはかること。 ○ 施工体系図を現場に掲示すること。 ○ 工事着手前及び完成時に、以下に示す調査範囲の近隣家屋等の内外の状況(地盤、擁壁、内外壁、床、建具等)を調査・記録し、報告書を監督職員に提出すること。 調査範囲 ※ 図示			9 足場その他		内部足場 ○ 脚立、足場板等 <2.2.1> 外部足場 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 <表2.2.1> 防護シート ○ 設ける(防音シート ・ その他) ○ 設けない 材料の運搬 ※ A種 ・ B種 ・ C種 <表2.2.2> ※ D種 ・ E種		6 特殊な建設副産物の回収及び処分							
2 適用基準等	○ 産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」。「建築物に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)-及び「三重県建設副産物処理基準」に基づき適正に処理すること。 ○ 工事写真の撮り方(建築編)第2編 工事写真の撮り方(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)				10 その他	○ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。 ○ 酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施設できる小屋等に保管すること。 ○ 作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ○ 建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ○ 工事に関係部分の出入の表示を行うこと。									
3 工事実績情報(CORINS)の登録	※ 適用する(請負精算額が500万円以上の場合) [1.1.4] 受注時、変更時及び工事完成時にあらかじめ監督職員の確認を受け、契約締結後及び工事完成後10日以内に登録手続きを行い、工事カルテの受領書を、監督職員に提出すること。 適用しない			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
4 電気保安技術者	○ 適用する ※ 適用しない [1.3.3]				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
5 事故報告	○ 適用する ※ 適用しない [1.3.8]			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
6 完成図等	営繕工事完成引渡要領により作成する。 ※ 完成図 1部 ※ マイクロフィルム(県指定様式) 1部 ※ 青焼2つ折製本 1部 ※ 青焼A4版折製本(黒表紙金文字入) 1部 ※ 青焼縮小(A3版)2つ折製本 1部 ※ 青焼縮小(A3版)2つ折製本 1部 敷地の完成図面電子データJWW形式又はDXF形式 CD1枚				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
1 構造体(鉄骨)	○ 別添資料(平面図)で示した3箇所(○のところ)について、解体時(壁を壊した後)に構造体(鉄骨)が分かる写真を撮影し提出すること。			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
2 提出書類	○ 施工計画書、仮設計画書、工事写真、工事日報、その他監督員の指示するものとする。				6 解体後の整地	○ 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 構造物撤去等により現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径40mm以下)を使用する。 埋戻し範囲 図示による C種の場合 建設発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 整地の高さ ・ 現状GL ・ 図示による ○ 現状GL-約170									
1 一般事項	石綿等の取扱については、石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)以下、「石綿則」という。)を遵守すること。 施工調査 ・ 行わない。 <9.1.1(d)> ※ 行う(調査結果は図面に記録し、監督職員に提出すること。調査の結果、設計図書と異なる場合は監督職員と協議する。) 調査箇所 ※ 図示 () 調査事項 ※ アスベスト含有建材等の使用部位 ※ アスベスト含有建材等の種類、厚さ ※ 施工範囲と工事範囲区分 ※ 廃棄物などの撤出方法 ・ ・ アスベスト含有分析 <9.1.1(d)> ○ 行わない ・ 行う(分析結果は監督職員に提出する。) 分析方法 ※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有測定法」による。 材料名 定性分析 定量分析 (試料数:) (試料数:) (試料数:) (試料数:) (試料数:) (試料数:) (試料数:) (試料数:) アスベスト粉じん濃度測定 <9.1.1(e)> ○ 行わない ※ 行う(測定する時期・場所等は下表による) 「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部- 光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差、分散顕微鏡法による。 適用 測定時期 測定場所 測定点 (各施工箇所ごと) 室名等 測定名称 ・ 測定1 処理作業前 処理作業室内 ※2点 ・3点 (注1) ※2点 ・点 ※2点 ・点 ・ 測定2 処理作業前 処理作業室内 ※2点 ・点 施工区画周辺 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・ 測定3 処理作業中 処理作業室内 ※2点 ・3点 (注1) ※2点 ・点 ※2点 ・点 ・ 測定4 セキュリティゾーン入口 ※1点 ・点 (空気の流れを 確認) ※1点 ・点 ・ 測定5 責任・粉じん装置の排出吹出口(除じん装置の性能確認) ※1点 ・点 ・ 測定6 施工区画周辺 又は敷地境界 ※2点 ・4点 建物4隣境界線 ・ 測定7 処理作業後シート撤去前 処理作業室内 ※2点 ・点 ※2点 ・点 ※2点 ・点 ・ 測定8 施工区画周辺 又は敷地境界 ※2点 ・点 ・ 測定9 処理作業後シート撤去後 処理作業室内 ※2点 ・3点 ※2点 ・点 ※2点 ・点 ※2点 ・点 測定点総計 21点 注1:周囲状況により上記によりがたい場合は、監督職員と協議する。 (例)アスベスト粉じん濃度測定方法 測定3 測定1, 2, 4, 6, 7, 8 測定5 数計機器 位相差・分散顕微鏡 メンブレン フィルタの直径 2.5mm 4.7mm 試料の吸引流量 1L/min 5L/min 10L/min 試料の吸引時間 5min 120min 240min 試料の透明化 アセトン固定-有機物灰化-屈折率浸漬法 計数条件 総合倍率400倍、アスベスト繊維総数、通常50視野 計数アスベスト 幅3µm未満、長さ5µm以上、アスペクト比(長さ/幅) 3以上 定量限界 50本/L 0.47本/L 0.3本/L 記録する項目 ア. 測定結果 イ. 測定時間 ウ. 測定位置(測定高さとともに図面に記載する。) エ. サンプリング条件(メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量) オ. マウンティング法 カ. 顕微鏡視野面積、計数視野数 キ. 測定時(各測定場所ごと)の天候、温度、湿度、外気の風速及び風量 測定機関 <9.1.1(e)> 都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関 施工記録報告書の提出 1. 施工計画書 2. 工事記録及び工事写真 3. 産業廃棄物処理記録(廃石綿) 4. 施工調査等記録(条規施工調査、含有分析、粉じん濃度測定等) 5. 作業者の作業記録、各種健康診断記録、安全衛生教育記録 6. その他必要事項 提出部数 3部作成														
建設廃棄物の種類	建設廃棄物の種類 中間処理施設又は再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 仮囲い	○ 設ける(位置、延長等は図示) ・ 万能鋼板(H=) ○ 単管シート(H=2000) ・ 防音パネル(H=) ・ パネルゲート(W= H=) × 箇所 ○ クロスゲート(W=6000 H=1800) × 1 箇所		2 産業廃棄物 広域認定制度の活用								
○コンクリート	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ アスファルト、コンクリート				2 騒音、防塵等の対策	※ 設ける(適用範囲、高さ等は図示) ・ 防音パネル ・ 防音シート									
○木材	・ 金属類 ・ 小型二次電池			3 交通誘導員		○ 配置する(30日 × 1人 = 30人日) 配置しない		3 最終処分							
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)				4 監督職員事務所	・ 設ける ・ 既存建物内の一部を使用する。 ・ 構内に新設する(規模 20m ² 程度) ・ 備え付ける備品(事務机、椅子、長机等)									
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等			5 工事表示板		※ 設けない		4 処分に注意を要する 建設廃棄物							
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)				6 工事用水	構内既存の施設 ※ 利用できる(※有償・無償) ○ 利用できない									
○蛍光灯 HIDランプ ・ 硬質塩化ビニル管・継手 ・ ガラス	・ する ・ しない ・ する ・ しない ・ する ・ しない			7 工事用電力		構内既存の施設 ※ 利用できる(※有償・無償) ○ 利用できない		5 施工調査							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				8 工事用通路	※ 指定しない 指定する(図示)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			9 足場その他		内部足場 ○ 脚立、足場板等 <2.2.1> 外部足場 ※ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 <表2.2.1> 防護シート ○ 設ける(防音シート ・ その他) ○ 設けない 材料の運搬 ※ A種 ・ B種 ・ C種 <表2.2.2> ※ D種 ・ E種		6 特殊な建設副産物の回収及び処分							
○鉄筋コンクリート	※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン(0~40)として利用する場合は、標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下にすること。				10 その他	○ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策定)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。 ○ 酸素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施設できる小屋等に保管すること。 ○ 作業通路は、指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ○ 建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。 ○ 工事に関係部分の出入の表示を行うこと。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
○鋼骨鉄筋コンクリート	※ 鋼骨鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン(0~40)として利用する場合は、標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下にすること。				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
○コンクリート	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ アスファルト、コンクリート				6 解体後の整地	○ 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 構造物撤去等により現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径40mm以下)を使用する。 埋戻し範囲 図示による C種の場合 建設発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 整地の高さ ・ 現状GL ・ 図示による ○ 現状GL-約170									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
○鉄筋コンクリート	※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン(0~40)として利用する場合は、標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下にすること。				6 解体後の整地	○ 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 構造物撤去等により現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径40mm以下)を使用する。 埋戻し範囲 図示による C種の場合 建設発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 整地の高さ ・ 現状GL ・ 図示による ○ 現状GL-約170									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
○コンクリート	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ アスファルト、コンクリート				6 解体後の整地	○ 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 構造物撤去等により現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径40mm以下)を使用する。 埋戻し範囲 図示による C種の場合 建設発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 整地の高さ ・ 現状GL ・ 図示による ○ 現状GL-約170									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
○鉄筋コンクリート	※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン(0~40)として利用する場合は、標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下にすること。				6 解体後の整地	○ 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 構造物撤去等により現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径40mm以下)を使用する。 埋戻し範囲 図示による C種の場合 建設発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 整地の高さ ・ 現状GL ・ 図示による ○ 現状GL-約170									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
○コンクリート	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ アスファルト、コンクリート				6 解体後の整地	○ 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 構造物撤去等により現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径40mm以下)を使用する。 埋戻し範囲 図示による C種の場合 建設発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 整地の高さ ・ 現状GL ・ 図示による ○ 現状GL-約170									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
○鉄筋コンクリート	※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン(0~40)として利用する場合は、標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下にすること。				6 解体後の整地	○ 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 構造物撤去等により現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径40mm以下)を使用する。 埋戻し範囲 図示による C種の場合 建設発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 整地の高さ ・ 現状GL ・ 図示による ○ 現状GL-約170									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
○コンクリート	・ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・ アスファルト、コンクリート				6 解体後の整地	○ 解体後の埋戻し及び盛り土 ○ 行う 埋戻し及び盛り土の材料 (3.2.3)(表3.2.1) ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 構造物撤去等により現場で発生するコンクリート塊を現場内で破砕したもの(粒径40mm以下)を使用する。 埋戻し範囲 図示による C種の場合 建設発生土受入れ量 m ³ 発生場所 受入条件 整地の高さ ・ 現状GL ・ 図示による ○ 現状GL-約170									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			1 解体工法		※ 解体工法は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定を心がけ、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 解体方法及び手順は、「分別解体等に係る施工方法に関する基準(建設リサイクル法規則第2条)」による。		7 施工記録等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				2 施工計画書等	工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約後速やかに監督職員に提出し、承諾を得ること。									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			3 杭		杭の解体 ・ 行う(※杭頭から mまで ・ 全長)		8 樹木等							
現場利用する再資源化された建設廃棄物の種類	利用する場所(箇所)等				4 樹木等	樹木の伐採伐根及び移植 ・ 行う(図示による)									
建設廃棄物の種類	再資源化の有無 再資源化施設の名称等 所在地(km)			5 地下埋設物の埋設配管		地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う(図示による)		9 PCBを含む機器類等							
○鉄筋コンクリート	※ 鉄筋コンクリートを現地で破砕し、再生材クラッシュラン(0~40)として利用する場合は、標準仕様書(表22.3.3)の再生材クラッシュランによることとし、すりへり減量を50%以下に														

6 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去	② 除去工事 共通事項	<p>専門工事業者 アスベスト含有建材の除去を直接行う専門業者については、工事に 相応した技術を有することを証明する書類を監督員に提出する。 <9.1.2(a)></p> <p>作業主任者の選出 <9.1.2(b)> 石綿作業主任技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者 技能講習を終了したものの中から、「石綿作業主任者」を選任しなければ ならない。</p> <p>除去作業者の教育 <9.1.2(c)> 作業者は、就業時に石綿則第27条に基づく教育を受けた者とする。 また、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者と し、肺機能に異常のない者とする。</p> <p>特別管理産業廃棄物管理責任者の選出 <9.1.2(d)> 排出業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有するものを 選任し管理しなければならない。 ただし、アスベスト含有成形板の処理工事を除く。</p> <p>表示及び掲示 <9.1.2(f)> 更衣室など見やすい箇所に次の表示及び掲示を行う。 ※ アスベスト作業主任者名と職務内容 ※ 関係者以外立入禁止 ※ 喫煙・飲食の禁止 ※ 「アスベスト除去作業中」の表示 ※ アスベストの有害性 ※ 取り扱い上の注意事項 ※ 使用すべき保護具</p> <p>周辺住民の見やすい箇所に以下の表示を行う。 ※ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への 届出内容、粉じん飛散抑制装置、曝露防止措置等）」</p> <p>保護具、保護衣 <9.1.2(g)> 作業内容に応じた、呼吸用保護具、保護めがねを使用すること。</p> <p>除去したアスベスト含有物の保管、運搬等 <9.1.3(c)><9.1.4(d)><9.1.5(c)> ※ 他の内装材、廃棄物等と分別保管 ※ 保管場所での飛散防止を施す。また、アスベスト成形板を運搬する 場合は、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 ※ アスベスト等の保管場所である旨の表示を行う。</p>	⑤ アスベスト 含有成形板の 処理 (レベル3)	<p>アスベスト含有成形板の除去工事 <9.1.5)> ○ 行う (適用範囲 ○ 図示) ・ 行わない <9.1.5(a)></p> <p>養生 ※ 作業場は、養生シート等を用いて区画する。 <9.1.5(b)></p> <p>除去工法 ※ 作業場は、散水等により湿潤化し、手ばらしによること。 ※ やむを得ず破壊しなければならない場合には、十分に湿潤化した 状態で行うこと。 ※ 除去物については、粉じんの飛散防止に努め、特に破砕されたアスベ スト含有成形板については、湿潤化の上、丈夫なプラスチック袋に 入れる等の飛散防止措置を講ずること。</p>																																						
	3. アスベスト 含有吹き付け材 の除去 (レベル1)	<p>アスベスト含有吹き付け材の除去工事 <9.1.3(b)> ・ 行う (適用範囲 ・ 図示) ・ 行わない</p> <p>作業場等の隔離等 <9.1.3(a)> ※ 作業場は以下によるものとし負圧除じん機にて負圧状態により 飛散防止をすること。</p> <p>隔離シートの性能</p> <table border="1"> <tr> <td>※ 床面</td> <td>※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重</td> </tr> <tr> <td>※ 壁面</td> <td>※ 0.08mm以上のプラスチックシート等</td> </tr> </table> <p>ただし、(一財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業」に よる「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去)」の審査 証明書(以下、「審査証明書」という。)を取得している工法と同等 の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には 監督員の承諾を得ること。</p> <p>セキュリティゾーンの設置 <9.1.3(a)> ※ 下表による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用</th> <th>室名</th> <th>状態</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※</td> <td>更衣室</td> <td></td> <td>※ 更衣ロッカー</td> <td>※ 新品の保護具</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※ 呼吸用保護具保管箱</td> <td>※ 洗顔、うがい設備</td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>洗浄室</td> <td>負圧</td> <td>※ エアシャワー(温水シャワー)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>※</td> <td>前室</td> <td>負圧</td> <td>・ 高性能真空掃除機</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>・ 使用済み保護衣保管かご</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、(一財)日本建築センターの「建設技術審査証明事業」に よる「吹き付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術(除去)」の審査 証明書(以下、「審査証明書」という。)を取得している工法と同等 の飛散防止処理技術を有する工法とすることができる。その際には 監督員の承諾を得ること。</p> <p>除去物及び汚染等 <9.1.3(b)> 処理方法 ※ 密封処理(二重袋梱包) 隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空 掃除機フィルタ、除じん機フィルタについても密封処理を行う。 ・ セメント固化</p>	※ 床面	※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重	※ 壁面	※ 0.08mm以上のプラスチックシート等	適用	室名	状態			※	更衣室		※ 更衣ロッカー	※ 新品の保護具				※ 呼吸用保護具保管箱	※ 洗顔、うがい設備	※	洗浄室	負圧	※ エアシャワー(温水シャワー)		※	前室	負圧	・ 高性能真空掃除機					・ 使用済み保護衣保管かご		4. アスベスト 含有保温材等 の除去	<p>アスベスト含有保温材の除去工事 <9.1.4)> ・ 行う (適用範囲 ・ 図示) ・ 行わない</p> <p>養生等 <9.1.4(b)> ※ 養生シート等を用いて区画し、場外への飛散防止を行う。</p> <p>掻き落とし、破砕、切断による除去方法 ※ 行わない ・ 行う…この場合は改修標仕<9.1.3>「アスベスト含有吹き付け材の除去」 によること。</p> <p>除去工法 <9.1.4(c)> ※ 粉じん飛散抑制剤などにより湿潤化したあとに、手ばらしによること。 ※ 除去物については改修標仕<9.1.3(b)>により、密封処理とする。</p>				
※ 床面	※ 0.15mm以上のプラスチックシート等で二重																																									
※ 壁面	※ 0.08mm以上のプラスチックシート等																																									
適用	室名	状態																																								
※	更衣室		※ 更衣ロッカー	※ 新品の保護具																																						
			※ 呼吸用保護具保管箱	※ 洗顔、うがい設備																																						
※	洗浄室	負圧	※ エアシャワー(温水シャワー)																																							
※	前室	負圧	・ 高性能真空掃除機																																							
			・ 使用済み保護衣保管かご																																							

特記	訂正				名称 老川地区火葬場解体工事	図面番号 A - 0 2
				換図	製図	図名 建築物解体工事特記仕様書(2)
					縮尺	設計番号

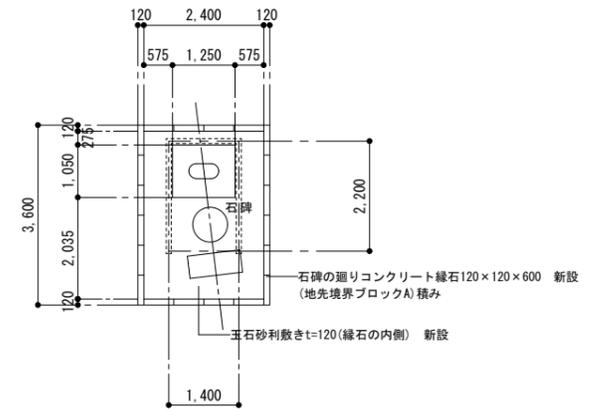
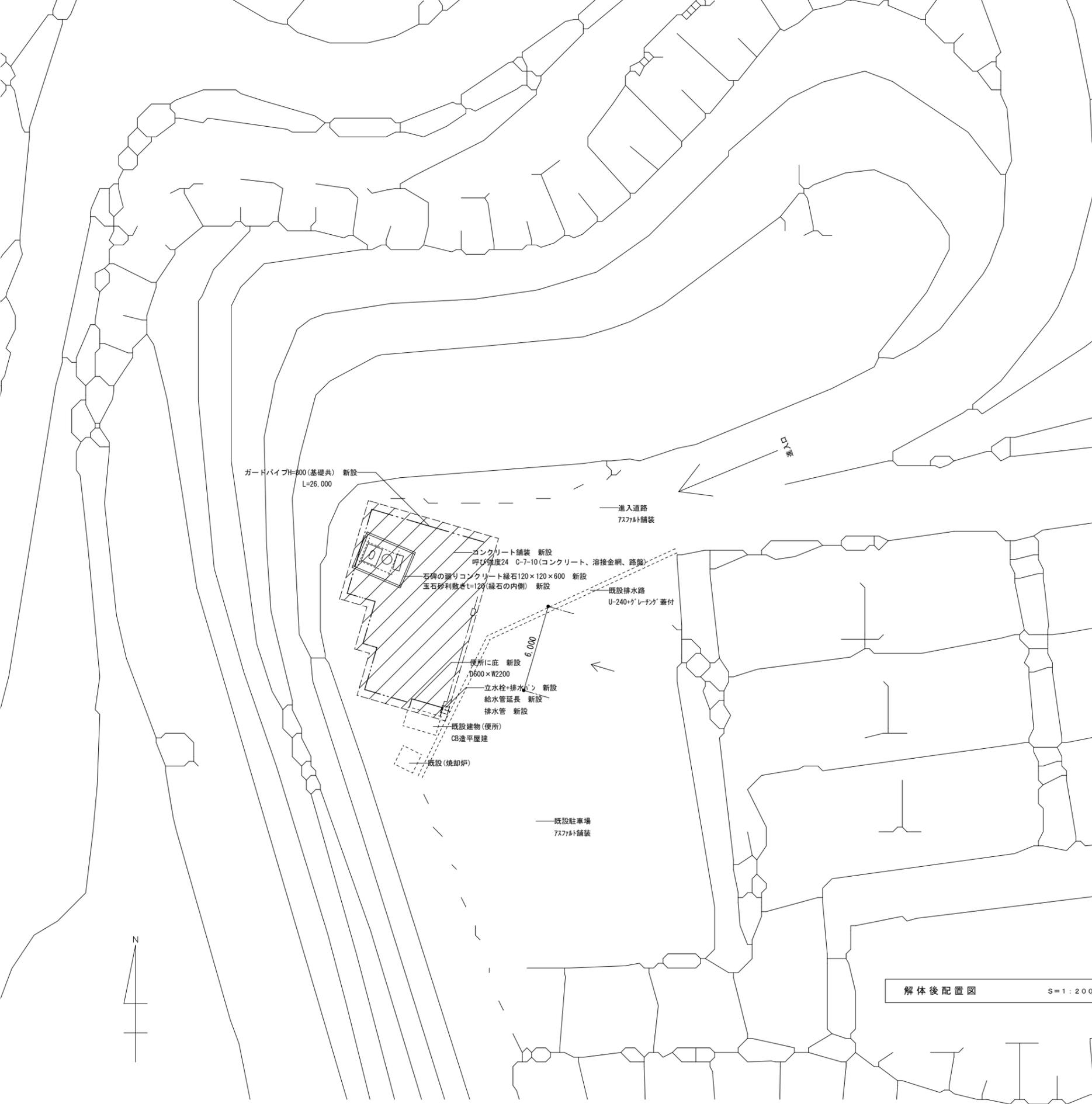


付近見取図



特記事項
 ・交通誘導員の配置
 仮設材料、重機の搬出入時期
 廃材の搬出時期

特記	訂正			名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	A-03
				棟図	製図	図名	縮尺	設計番号
						配置図兼仮設工事図	S=1:200	

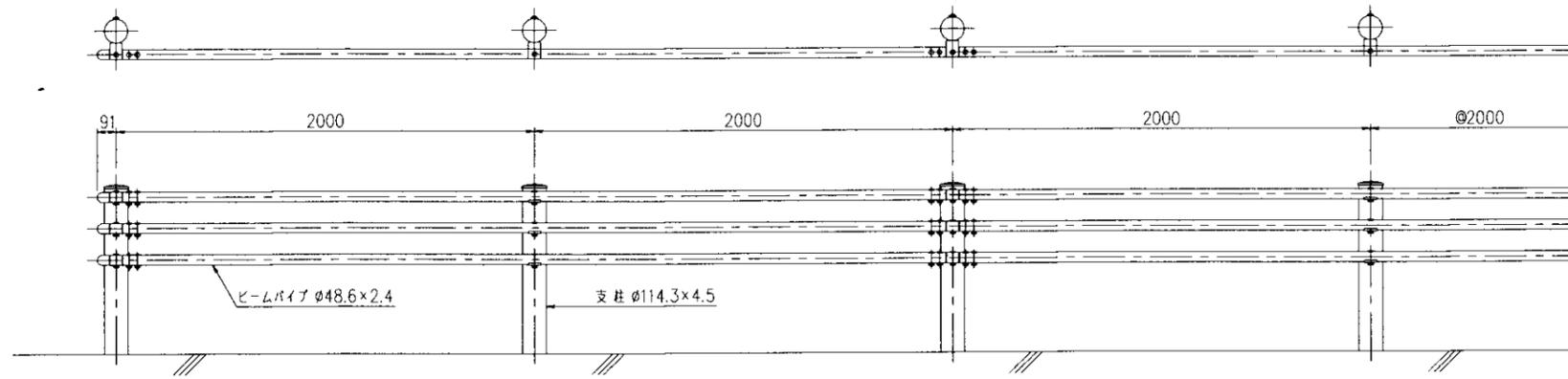


平面図 S=1:100

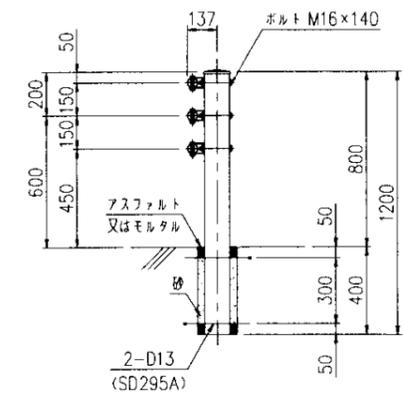
解体後配置図 S=1:200

特記	訂正		名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	A-04
				図名	解体後配置図		縮尺
			検図	製図			設計番号

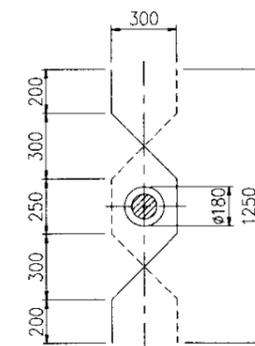
組立図



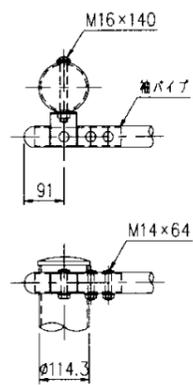
断面図



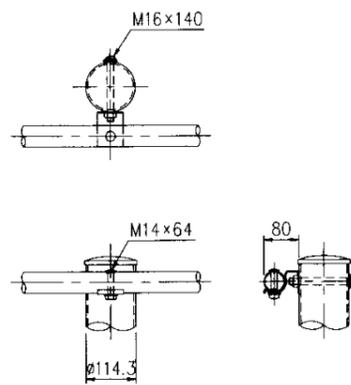
配筋図



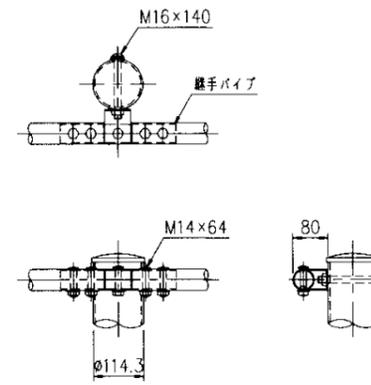
ビームパイプ端部



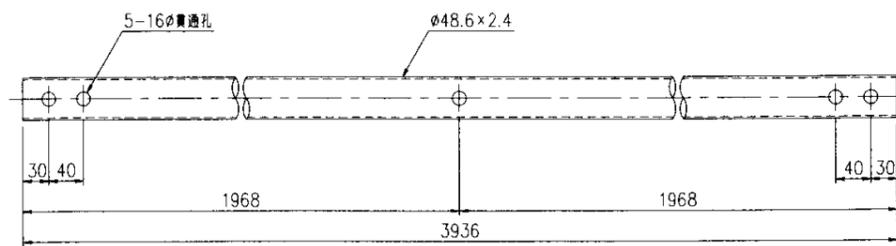
ビームパイプ中間部



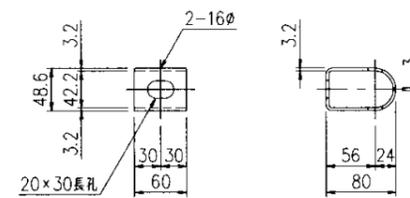
ビームパイプ継手部



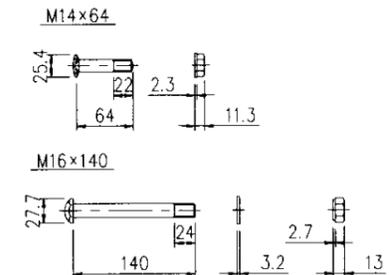
ビームパイプ



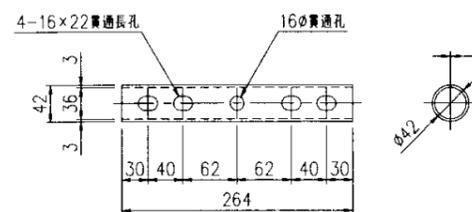
継手ブラケット



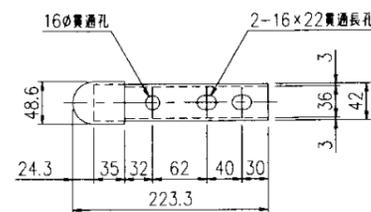
取付ボルト



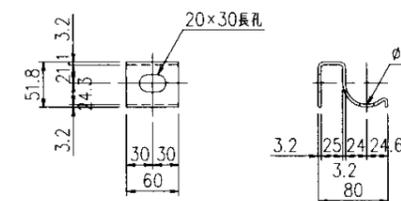
継手パイプ



袖パイプ

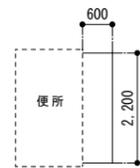


中間ブラケット

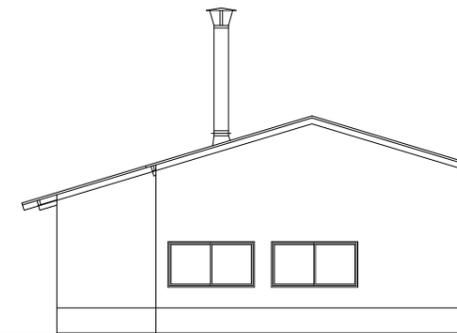
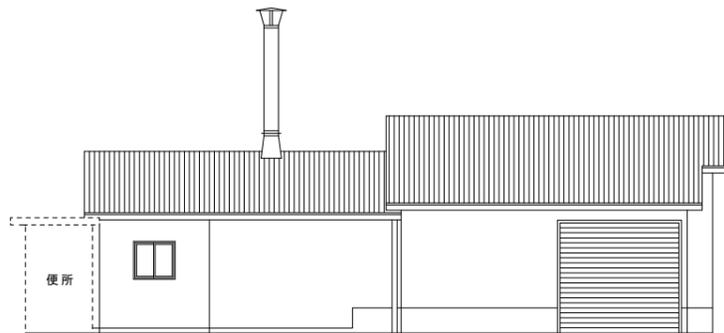
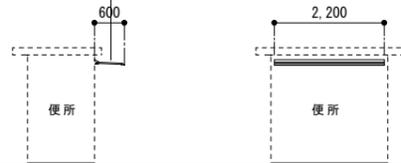


参考図

特記	訂正			名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	A-05
				図名	外構詳細図 ガードパイプ(参考図)		縮尺	S=1:100



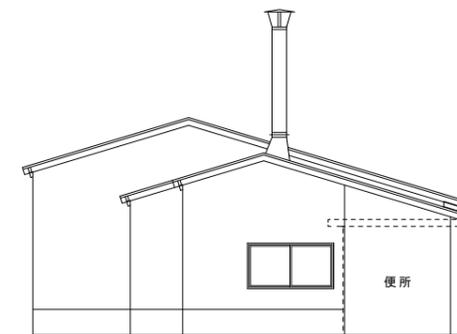
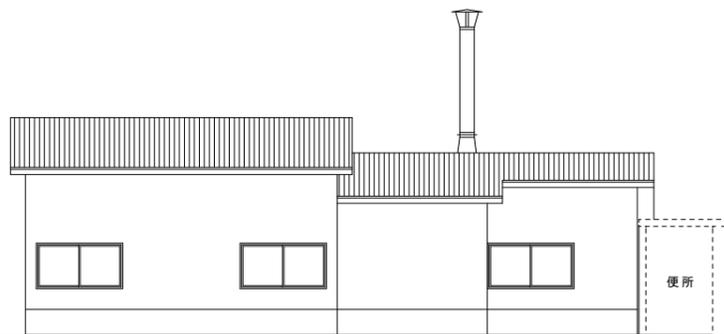
アルミひさし新設
アイラッシュ同等品
スリムシリーズ
製品厚25mm(アームレスタイプ)
ステンカラー



既設便所に庇新設 S=1:100

東立面図 S=1:100

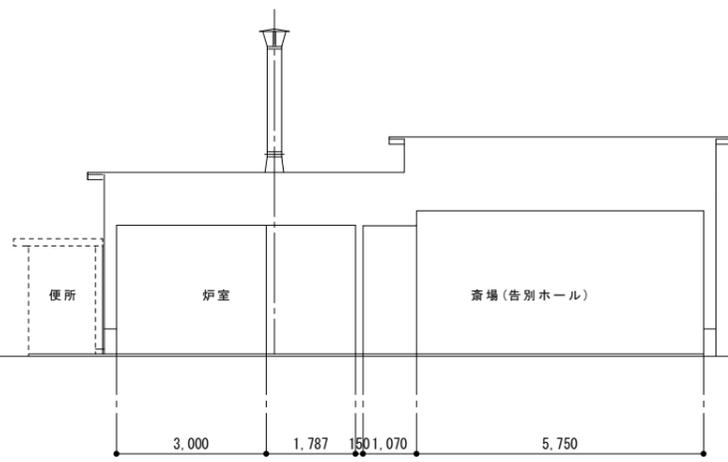
北立面図 S=1:100



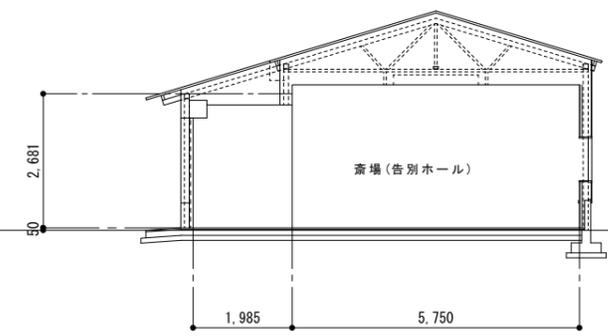
西立面図 S=1:100

南立面図 S=1:100

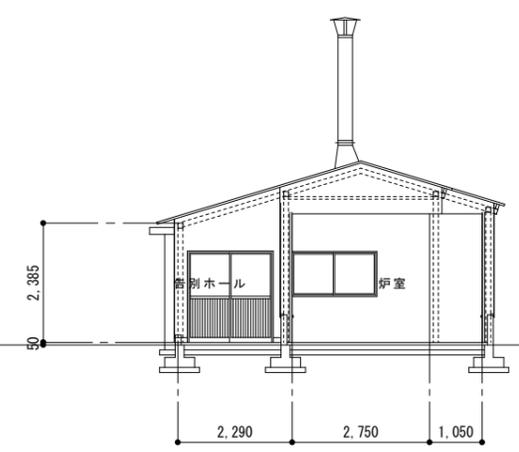
特記	訂正			名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	A-07
				図名	立面図	縮尺	S=1:100	設計番号



断面図 S=1:100



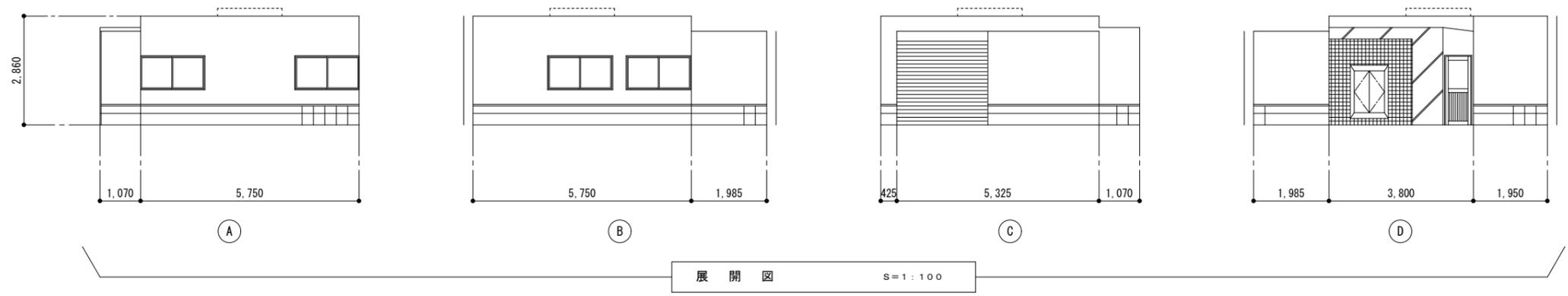
断面図 S=1:100



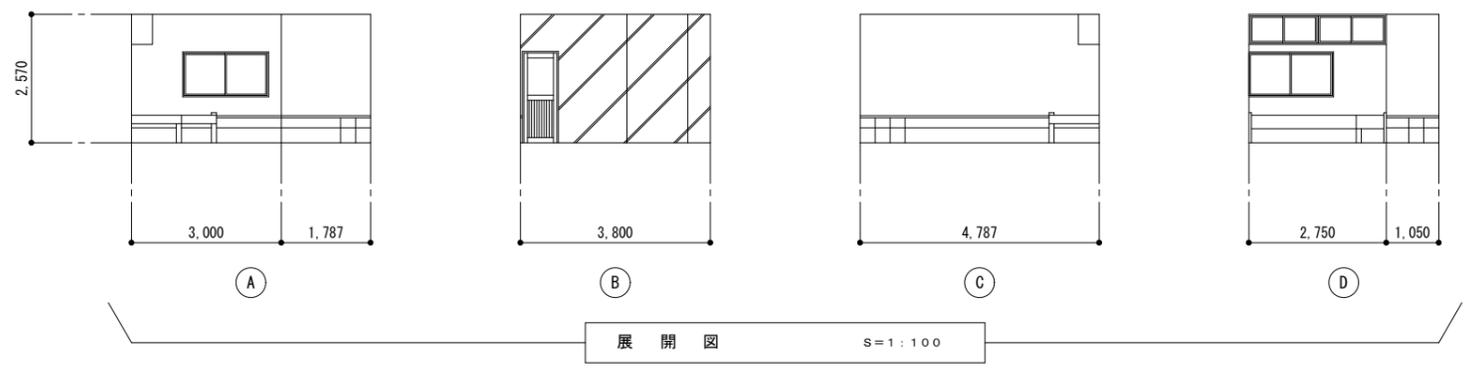
断面図 S=1:100

特記	訂正		名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	A-08
		棟図		製図	図名		

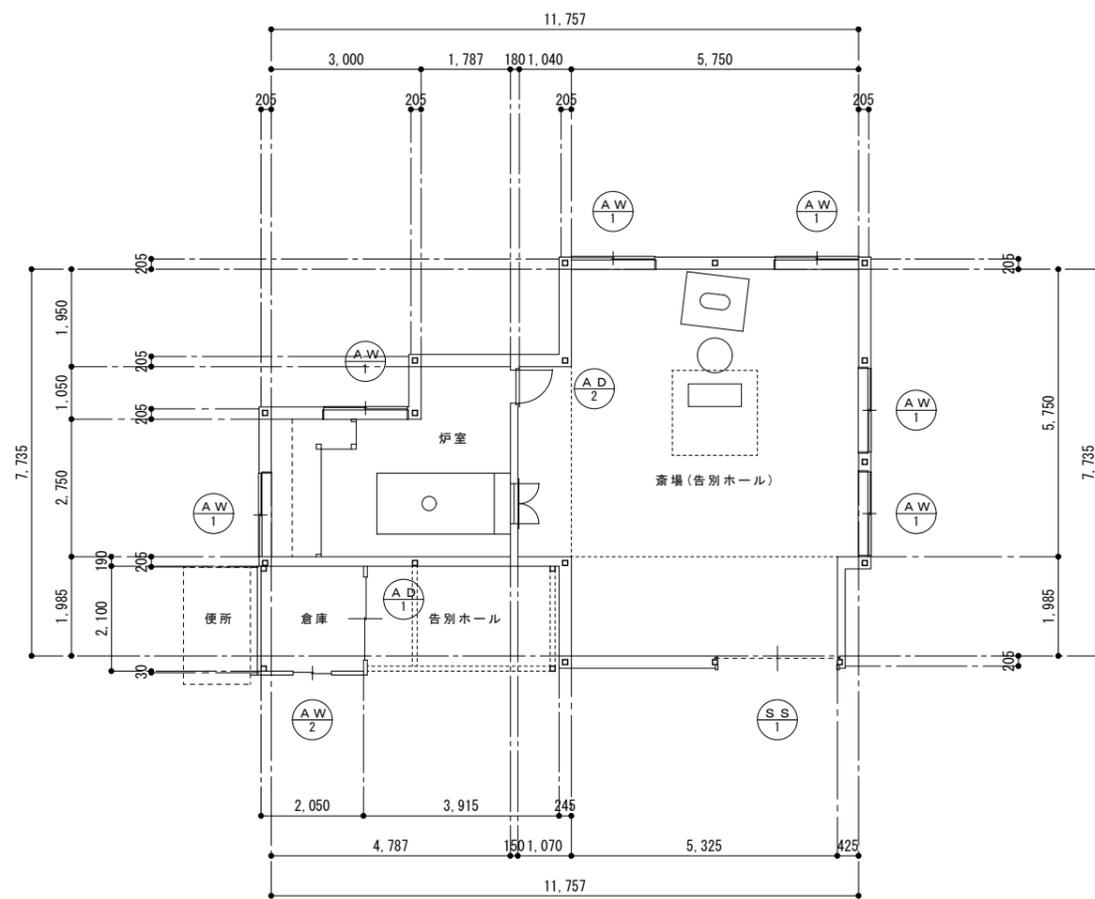
斎場(告別ホール)



炉室



特記	訂正				名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	A-09
					棟図	製図	図名	展開図	縮尺

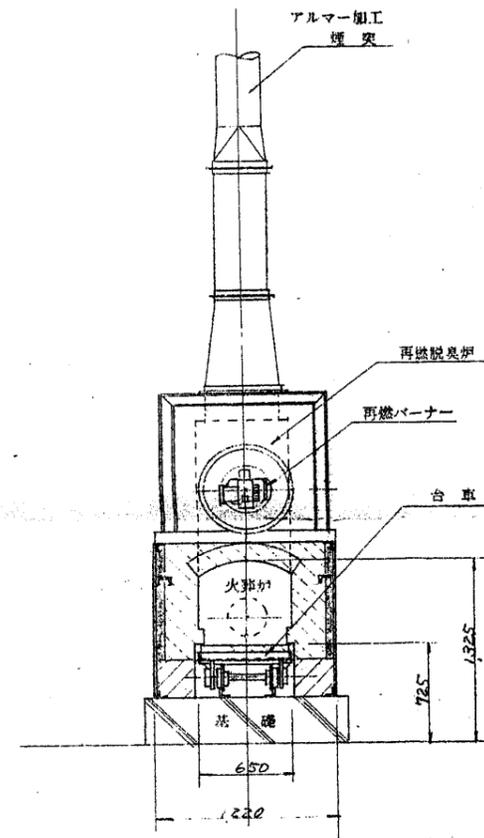
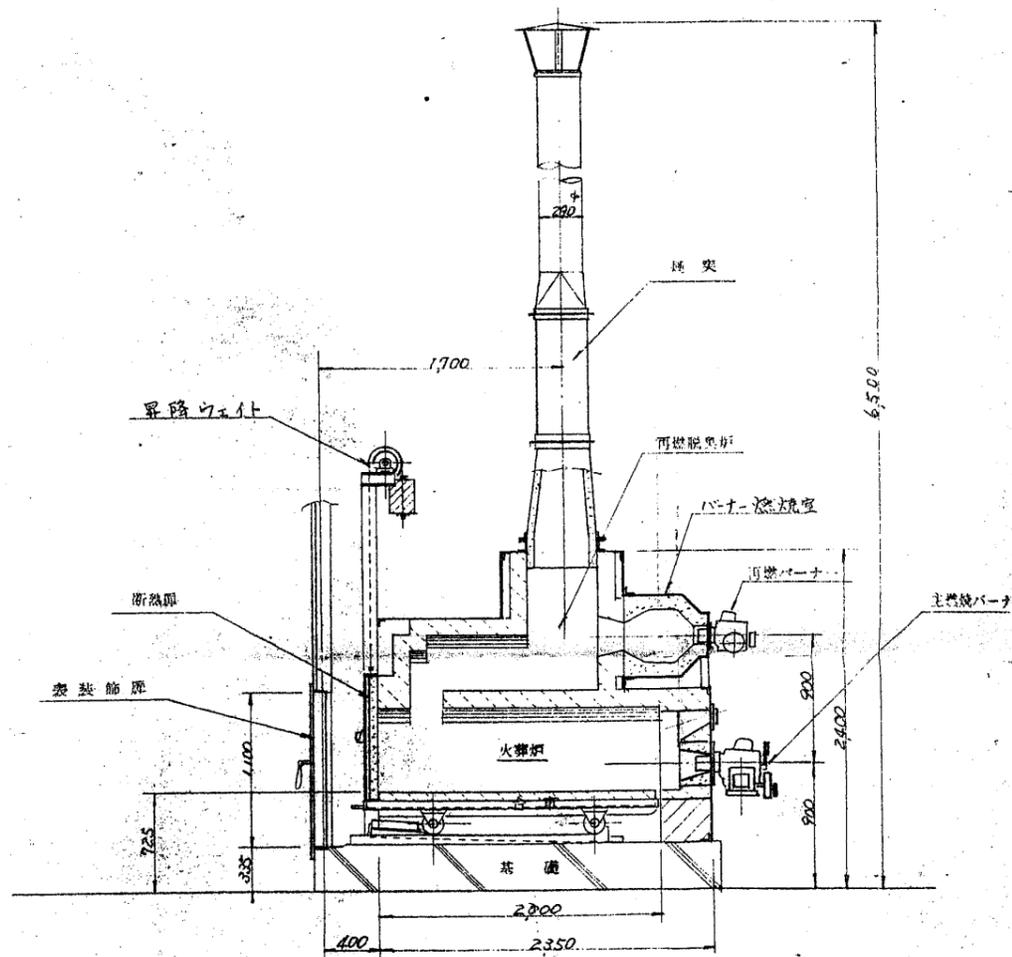
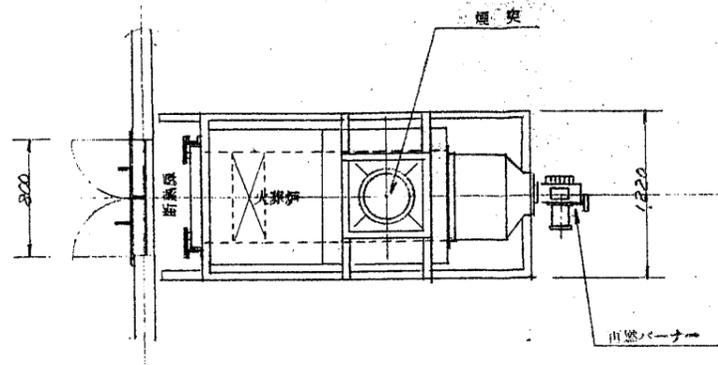


1階建具平面図 S=1:100

建具表

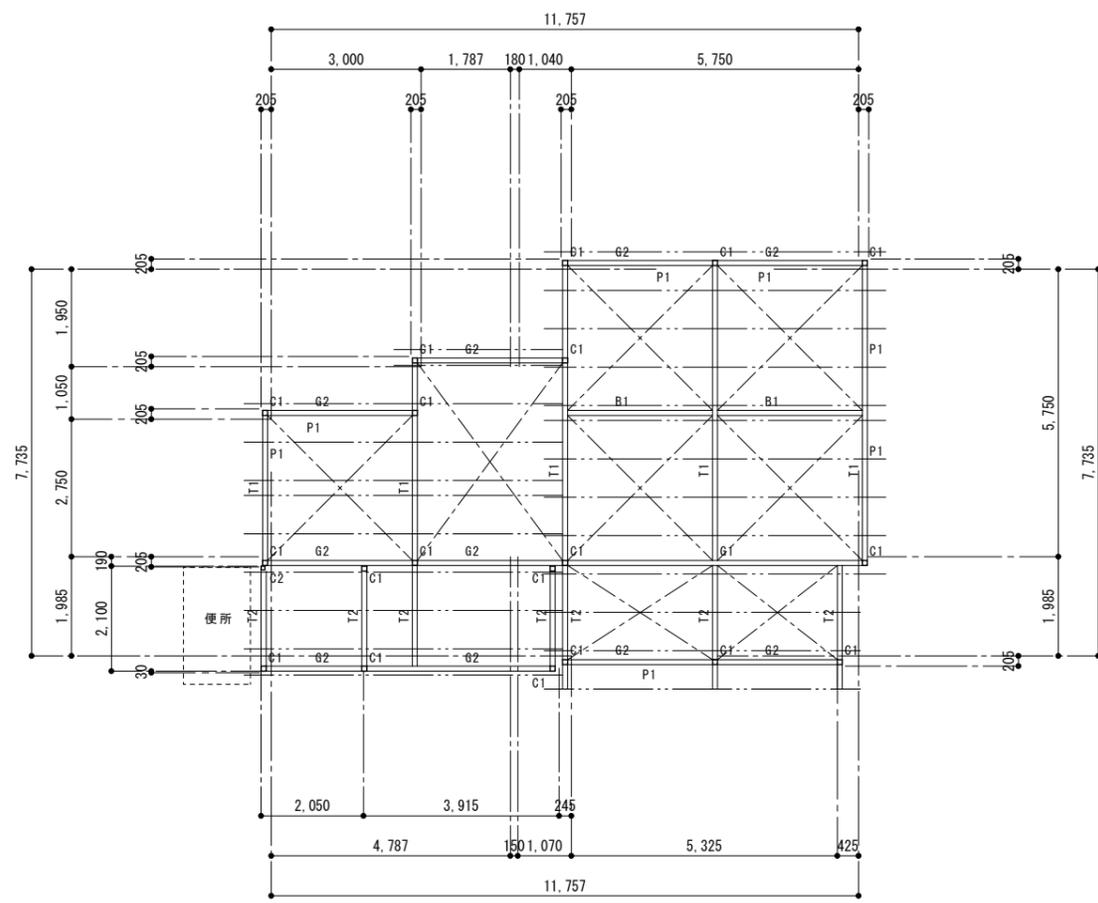
(SS) 1	軽量バランスシャッター	W=2400 H=2200	1箇所
(AD) 1	アルミ引き違いドア	W=1660 H=1800 型ガラスt=4.0	1箇所
(AD) 2	アルミ片開きドア	W=650 H=1800 型ガラスt=4.0	1箇所
(AW) 1	アルミ引き違い窓	W=1670 H=850 型ガラスt=4.0	6箇所
(AW) 2	アルミ引き違い窓	W=770 H=700 型ガラスt=4.0	1箇所

特記	訂正			名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	A-11
					図名	1階建具平面図・建具表		
				検図				
				製図				



参考図

特記	訂正		名称		老川地区火葬場解体工事	図面番号	A-12
			図名	縮尺	設計番号		
			火葬炉詳細図	S=1:100			

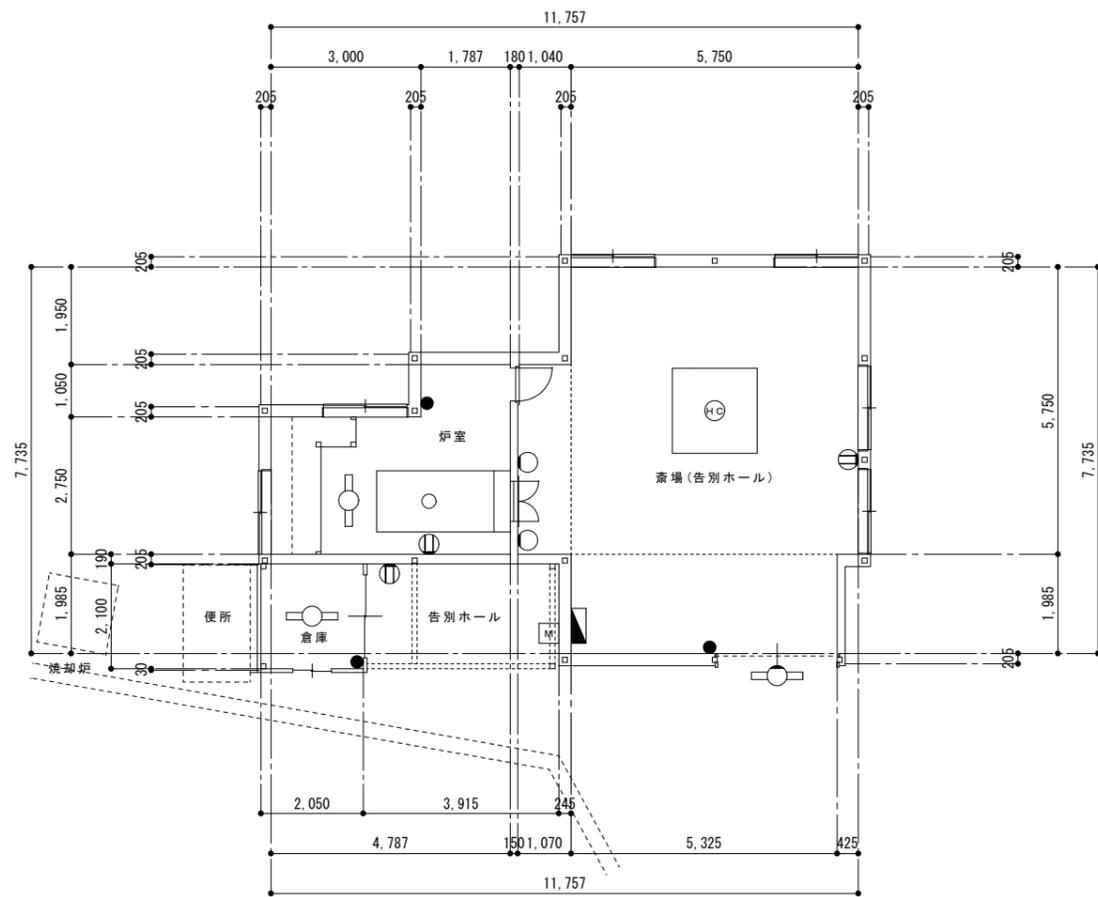


梁 伏 図 S=1:100

部材リスト

- C1 □-100×100×2.3
- C2 □-75×75×2.3
- P1 C-100×50×20×2.3
- T1 上弦材 □-100×100×2.3 トラス C-100×50×20×2.3
下弦材 C-100×50×20×2.3
- T2 □-100×100×2.3
- G1 上弦材 C-100×50×20×2.3 トラス 13φ
下弦材 C-100×50×20×2.3
- G2 □-100×100×2.3
- B1 C-100×50×20×2.3
- 母屋 C-100×50×20×2.3
- 胴縁 C-60×30×10×2.3
- 屋根ﾌﾟﾚｰｽ 13φ
- 壁ﾌﾟﾚｰｽ 13φ

特記	訂正			名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	C-02
				図名	梁 伏 図	縮尺	S=1:100	設計番号

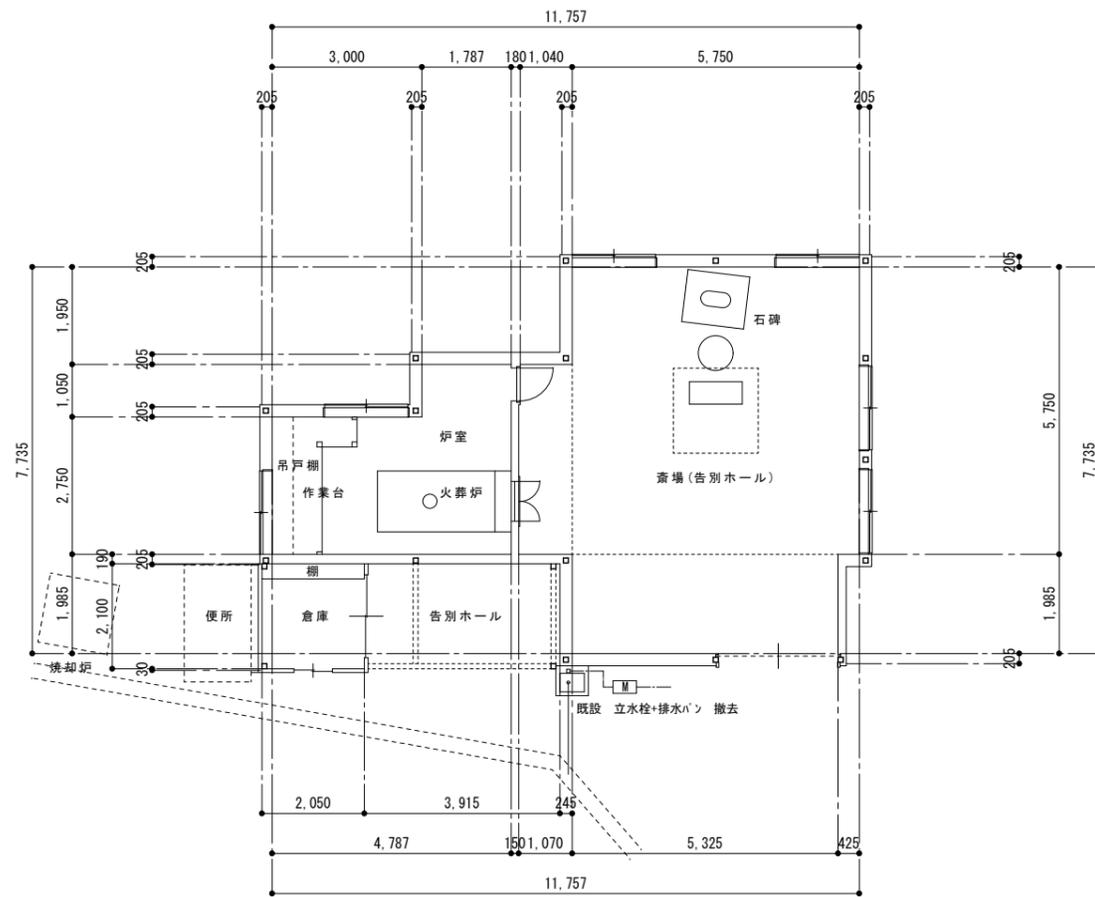


1 階 平 面 図 S=1:100

⊕	2口コンセント(壁付)	⊕WP	防水形コンセント
⊕	2口コンセント(天井付)	●	片切スイッチ
⊕4	4口コンセント(壁付)	●3	3路スイッチ
⊕E	アース付コンセント	□	蛍光灯
⊕4E	4口アース付コンセント	□	蛍光灯(壁付)
⊕L	シーリングライト	●TEL	TEL差込 (空配管)
□	ブラケットライト	⊕TV	TV差込 (壁付)
⊕L	ダウンライト	⊕TV	TV差込 (天井付)
○	ペンダントライト	△	スピーカー配線
HC	シャンデリア	I	インターホン
R	給湯リモコンスイッチ		
M	メーターBOX		
■	分電盤		
●	火災警報器(煙)		
●	火災警報器(熱)		

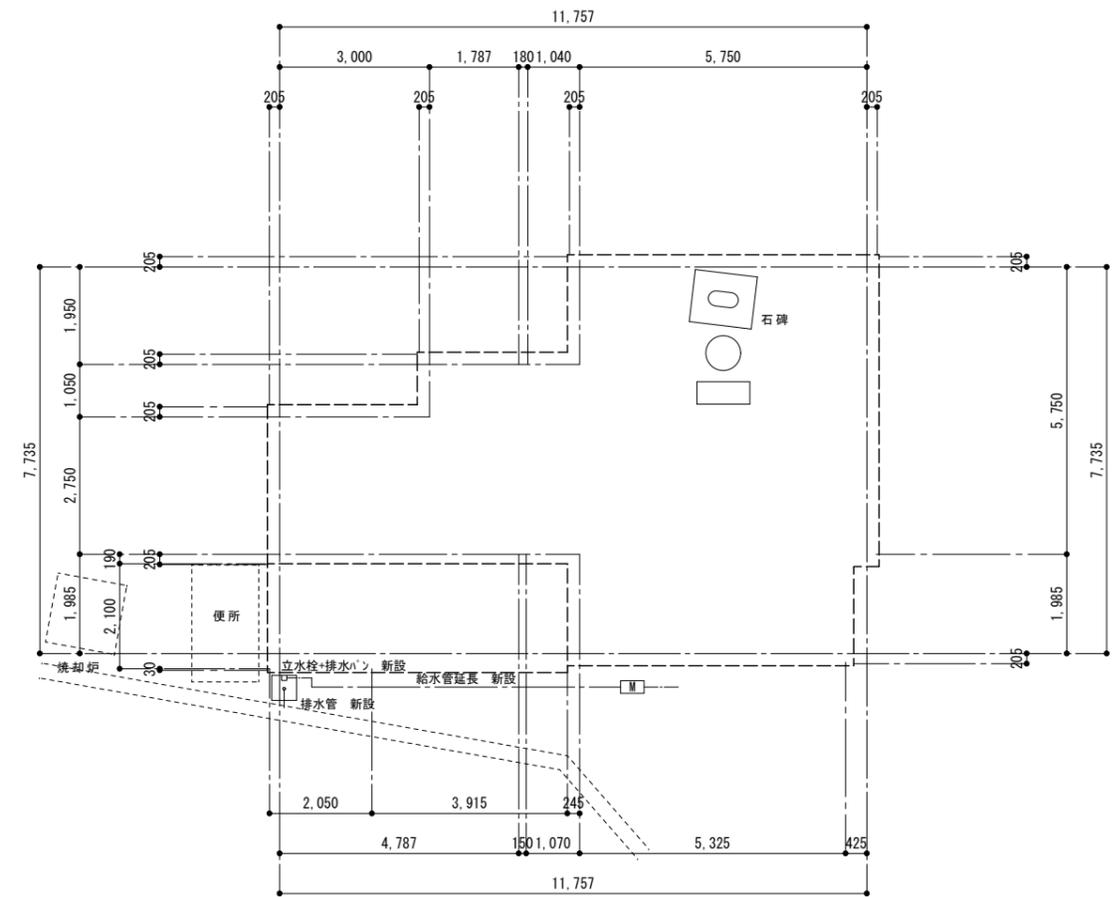
特記	訂正			名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	E-01
					図名	電気設備 1階平面図		
				検図	製図			

給排水設備平面図 (撤去前)



1階平面図 S=1:100

給排水設備平面図 (撤去後)



1階平面図 S=1:100

特記	訂正		名称	老川地区火葬場解体工事		図面番号	M-01
				図名	給排水設備 1階平面図		縮尺
			検図	製図	図名	縮尺	設計番号